

平成26年(行ウ)第17号 固定資産税等課税免除措置取消請求事件

平成27年(行ウ)第13号 那覇市公園使用料賦課徴収を怠る事実の違法確認(住民訴訟)請求事件

原告 金城照子

被告 那覇市ほか1名

準備書面 4

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

平成28年2月22日

被告ら訴訟代理人弁護士 大城 浩



同 宮尾 尚子



本準備書面においては、被告らの主張を以下のとおり整理する。

第1 平成26年(行ウ)第17号事件の訴えに対する本案前の主張

1 上記第17号事件の訴えは、以下のとおりである。

(1) 被告那覇市が、参加人に対してなした本件施設の平成26年3月28日付け設置許可(以下「本件設置許可」という。)が、①憲法20条、89条の政教分離原則違反、又は②都市公園法4条違反により、違法であることを理由とする地方自治法242条の2第1項2号に基づく処分の取消請求

(2) 本件設置許可が上記のとおり違法であることを理由とする、地方自治法242条の2第1項3号に基づく、参加人に対して使用料相当損害金を徴収することを怠る事実の違法確認請求

(3) 本件設置許可が上記のとおり違法であることを理由とする、地方自治法2

42条の2第1項4号に基づく請求を求める請求

2 被告らの主張

(1) 住民監査請求の対象となる財産管理行為は、普通地方公共団体の財産管理行為の全てが財務会計上の行為としてこれに該当するものではなく、それらの行為のうち当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に限られ、非財産的な目的のためにする管理行為は、たとえそれが何らかの形でその財産の財産的価値に影響を及ぼすことがあっても、住民監査請求の対象である財産の管理には該当しないと解される。

(2) 公園施設の設置許可は、都市公園法5条に基づいてなされるものであるところ、都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする（同法1条）。

公園施設の設置に係る許否を決する行為や、これを許可するに当たっていかなる条件のもとに許可するかを決する行為は、当該公園施設が公園の効用を全うするものとして、上記のとおり都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資するという都市公園の行政目的を達成するためにする管理行為、すなわち非財産的な目的のための管理行為であって、当該公園の財産的価値に着目して、その財産的価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない。

したがって、本件設置許可は、財務会計上の行為には当たらず、地方自治法242条の2に定める住民訴訟の対象となる行為とはいえない。

(3) 以上のとおり、本件設置許可は、地方自治法242条の2に定める住民訴訟の対象となる行為には当たらないから、本件設置許可の取消しを求める訴え、本件設置許可が違法であることを根拠とする怠る事実の違法確認請求、並びに、本件設置許可が違法であることを根拠とする賠償請求及び不当利得返還請求を求める各訴えのいずれも不適法であるから、本件訴えはいずれも却下されるべきである。

第2 平成27年(行ウ)第13号事件の訴えに対する本案前の主張

1 上記第13号事件の訴えは、以下のとおりである。

- (1) 本件設置許可及び使用料免除が憲法20条、89条の政教分離原則に違反することを理由とする、地方自治法242条の2第1項3号に基づく、参加人に対して使用料相当損害金を徴収することを怠る事実の違法確認請求
- (2) 本件設置許可及び使用料免除が上記のとおり違法であることを理由とする、地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求を求める請求

2 原告は、上記第13号事件に係る住民監査請求を平成27年4月24日付けで行い、那覇市監査委員は、同年6月5日付けで上記請求を却下し(甲25)、原告は、同月15日、上記第13号事件の訴えを提起した。

3 被告らの主張

- (1) 普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求については、右財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである(最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決民集41巻1号122頁)。
- (2) 原告の本件訴えは、被告那覇市長が参加人に対して平成26年3月28日付けで本件設置許可をし、その際使用料を全額免除としたことをもって、憲法の政教分離原則に違反し違法であるとして、これら行為が違法であることに基づいて発生する実体上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とするものであり、前記(1)の最高裁判例の判旨のとおり、当該怠る事実に係る住民監査請求については、上記行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

したがって、本件設置許可のなされた平成26年3月28日から1年を経過してなされた原告の平成27年4月24日付け住民監査請求は、地方自治法242条2項の監査請求期間を経過してなされたものであって不適法で

あり、原告の本件訴えは、適法な監査請求を経ていないから不適法であり、却下されるべきである。

(3) 以上のとおり、上記第13号事件に係る各訴えは、いずれも、適法な監査請求を経ていないから不適法により却下されるべきである。

第3 被告らの主張 本件設置許可が憲法に違反しないこと

1 原告は、本件設置許可は、那覇市による参加人による宗教的活動に対する援助に当たり、憲法20条、89条に違反すると主張するが、以下のとおり、本件設置許可は、憲法の定める政教分離原則に違反するものではない。

2 本件設置許可がなされるに至った経緯

本件施設について設置許可がなされるに至った経緯は、被告準備書面1の第3にも述べたように、以下のとおりである。

(1) 松山公園の所在する那覇市久米地区は、14世紀に現在の中国福建省及びその周辺地域から琉球へ渡来した者が居住した地区である。

上記渡来者は航海・造船等の技術を持ち、通訳や交易を担い、琉球王国の繁栄を支えた職能集団であり、久米三十六姓と呼ばれ、また、その居住地域である久米村は「クニンダ」と呼ばれた(乙4)。

久米三十六姓と呼ばれる住民らは、久米村に孔子廟や明倫堂を建てた。明倫堂は、琉球における最初の公立学校とされている。

(2) 上記孔子廟及び明倫堂は、第2次世界大戦の戦災により焼失し、戦後、跡地の大部分が道路用地とされ、久米の当初の地において再建されないまま、参加人が那覇市若狭地区内の同法人の所有地に孔子廟を再建していた。

(3) 久米地区を含む那覇西地域には、上記の他にも、天妃宮など、琉球王国時代から航海の安全を祈願し、琉球王国の交易と密接な関連を有する施設が存在し、また、松山公園には、琉球王国以来の沖縄と中国福建省との友好を示すものとして、中国式庭園の福州園が設置されている(乙4)。

(4) 那覇市は、平成11年4月に策定した那覇市都市計画マスタープラン(乙1)において各地域のまちづくりの方針等を策定しているところ、松山公園